

堺市公印規則及び堺市区役所職員等の兼務に関する規則の
一部を改正する規則

(堺市公印規則の一部改正)

第1条 堺市公印規則(昭和42年規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表市民行政事務用区長印の項使用区分の欄第2号中「あつては」を「あつては、」に、「第2条」を「第2条第2項」に改め、同表個人番号カード事務等区長認印の項使用区分の欄第1号中「又は訂正」を「訂正等(ICTイノベーション推進室に所属する職員(個人番号カードに関する事務に従事する者に限る。)にあつては、堺市区役所職員等の兼務に関する規則第2条第1項に掲げる事務に係るものに限る。)」に改め、同項管理責任者及び個数の欄中

「区役所市民課長
(各1)
「区役所市民課長
(各1)」を マイナンバーカード普及促進担当課長(1)」に改める。

(堺市区役所職員等の兼務に関する規則の一部改正)

第2条 堺市区役所職員等の兼務に関する規則(平成18年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「戸籍住民課」を「ICTイノベーション推進室及び戸籍住民課」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

ICTイノベーション推進室に所属する職員(個人番号カードに関する事務に従事する者に限る。)は、辞令を用いることなく、次に掲げる事務について区役所市民課の職員の職を兼ねるものとする。

(1) 個人番号カードの申請及び交付に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。